

事業実施計画書

1. 事業名

少年犯罪被害当事者の会シンポジウム
「第 25 回 WIL～もうひとつの子どもの日～」

2. 事業の概要（企画書を添付）

別添企画書のとおり

3. 事業実施日（期間）

令和 5 年 10 月 14 日（土）午後一時～五時

4. 事業の目的及び効果

（目的） 少年犯罪被害当事者の現状を広く府民に知ってもらい、少年問題・命の大切さを考えると共に遺族が孤立しないようになってもらいたい。

今年 4 月から施行されている改正少年法についても考える。

（効果） いじめや凶悪な少年犯罪が後を絶たない。少年法による、私たち遺族の大変さを伝えることで、いじめや犯罪防止に繋げる。

これ以上、子どもたちを被害者にも加害者にもしないために。

5. 申請者

（団体・グループの名称）

少年犯罪被害当事者の会

（代表者名）

武 るり子

（会計責任者名）

渡邊 佳子

（事務所等の所在地）〒555-0024

大阪市西淀川区野里 2-16-24

TEL 06-6478-1488

6. 団体・グループの概要

未成年の犯罪により、子どもや家族を失った遺族の会。

平成 9 年 12 月に発足。

少年犯罪の被害者が一人で悩まないよう、被害者への相談や情報提供を行い、また子どもたちが被害者にも加害者にもならないよう、自分たちの体験や、少年法の課題等を広く社会に訴える活動を行っている。

（規約・会員名簿を添付）

企画書（事業の概要）

少年犯罪で命を奪われた子どもたちの追悼と、遺族の置かれた状況等を広く社会に訴えるとともに、少年犯罪について考えるシンポジウムで、今年で25回目となる。

テーマ 矯正施設入所の直後からの矯正教育について考える
～被害者の終わらない苦悩をもとに～

出席者

- 大学教授
- 少年犯罪被害当事者の会の会員

第一部 ○少年犯罪で殺された子供たちの追悼
○遺族からのメッセージ

第二部 ○パネルディスカッション
○支援センターの紹介
○学生スタッフ紹介
○黙祷・献花

(場所) 大阪市立西区民センター

会の規約

少年犯罪被害当事者の会規約

第1条 (名称)

この会は少年犯罪被害当事者の会と称し、平成9年12月21日より、事務局を大阪市西淀川区野里2-16-24におく。

代表を武 るり子とする。

第2条 (会員)

この会の会員は少年犯罪の被害者及びその家族で構成する。

第3条 (目的)

この会はこれ以上子供達を被害者にも加害者にもしないことを目的とする。

第4条 (運営委員)

この会に次の運営委員をおく

- 1 代表 1名
- 2 副代表 1名
- 3 会計 2名

会の名簿 (令和 5 年. 4 月現在)

代表 武 るり子
副代表 宮田 幸久
会計 渡邊 佳子
会計補佐 竹治 小百合
会員 約 35 家族